

# 第3期南小国町地域福祉総合実践計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画

【概要版】

みんなで支え合い ともに創ろう ふくしの輪

令和6年3月



南小国町



社会福祉法人南小国町社会福祉協議会

## 【計画の概要】

### 1 計画策定の背景

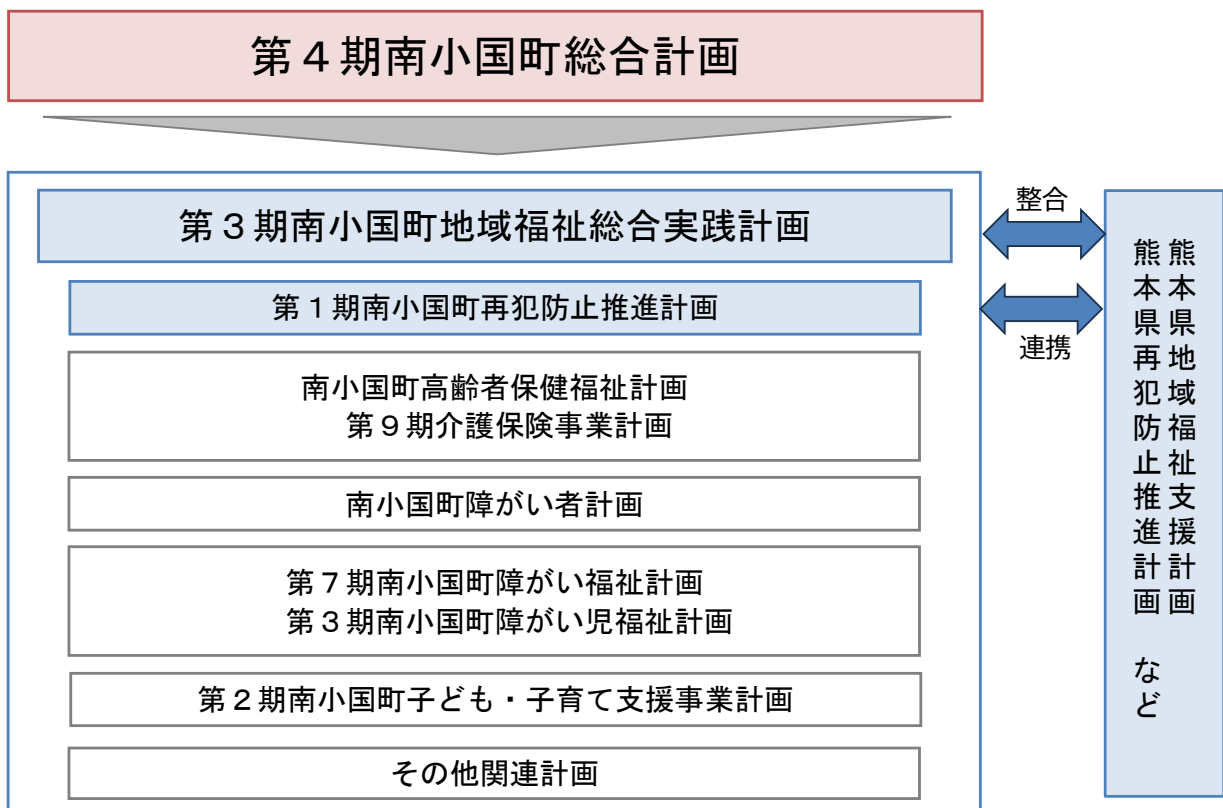
全国的に人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しています。

近年の国の動向を踏まえつつ、「地域共生社会」の実現に向けて、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第3期南小国町地域福祉総合実践計画」を策定しました。

### 2 計画の位置付け

本計画では「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」、「再犯防止推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。



### 3 計画の期間

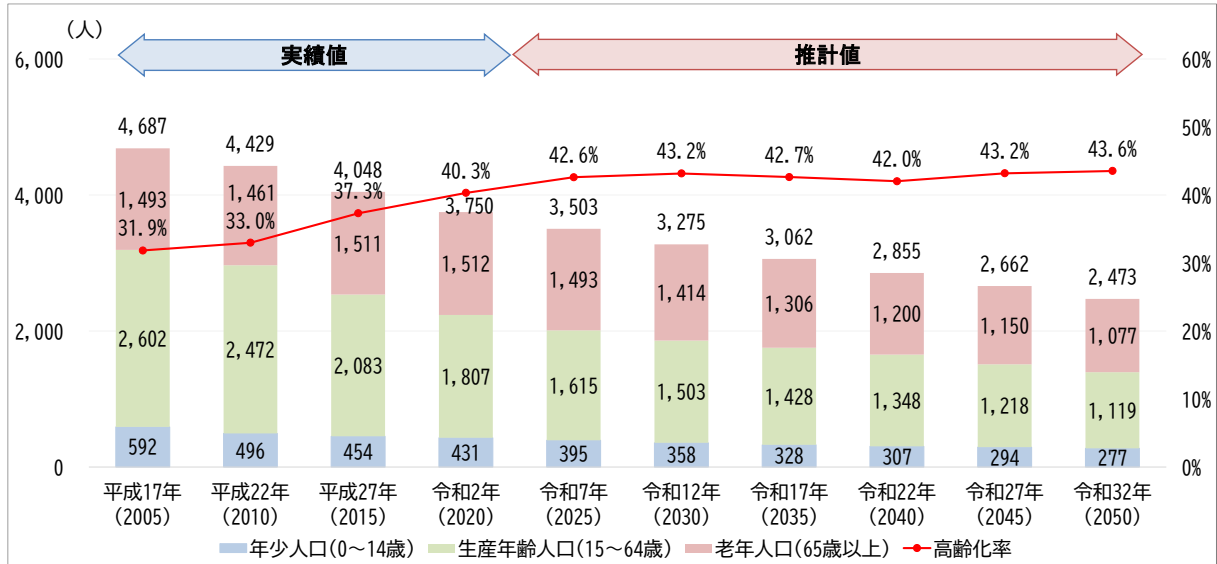
本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

# 【本町の状況】

## 1 年齢3区分別人口の推移及び推計

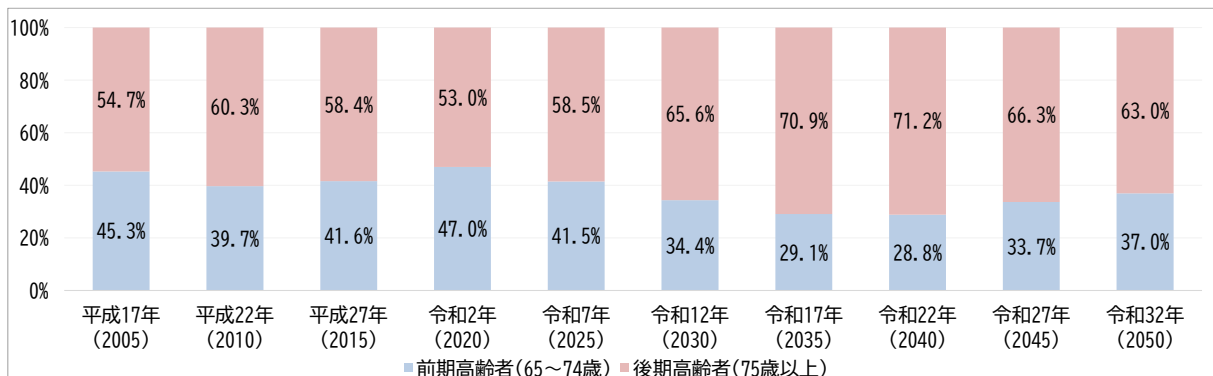
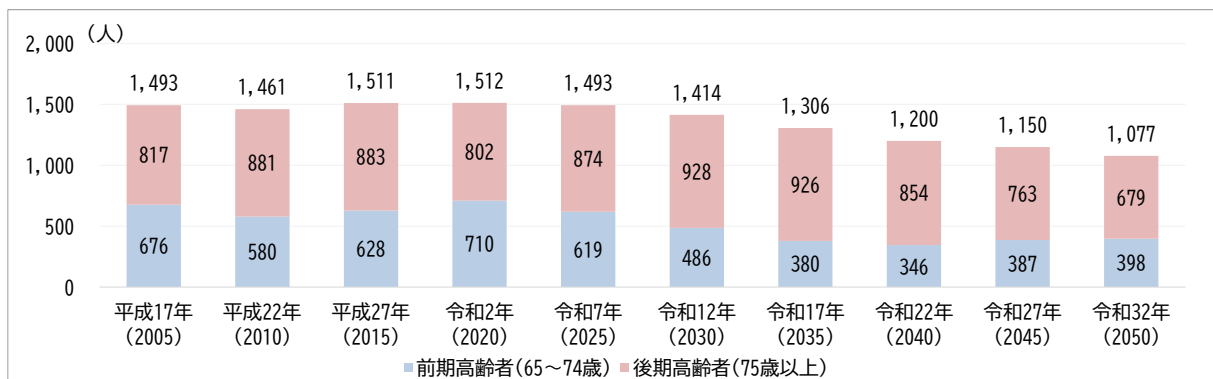
本町の総人口は令和2年で3,750人となっており、65歳以上の老年人口は1,512人、総人口に占める割合は40.3%となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少し続け、令和32年には総人口2,473人、高齢化率43.6%となることが予測されています。



## 2 高齢者年齢2区分別人口の推移及び推計

本町の高齢者人口は、令和2年をピークに減少に転じる見込みとなっています。また、令和22年までは、75歳以上の後期高齢者人口の構成割合が上昇していく推計となっており、令和22年の構成割合は71.2%となることが予測されています。



## 【計画の柱及び計画項目】

計画の柱については、これまでの継承を図るため第2期を継続します。計画項目については、この間の取組状況等から、取組のわかりやすさ等を考慮し一部、統合を行い取組の円滑化・役割分担の明確化を行います。

### 計画の柱

### 計画項目

#### 計画の柱1 地域支え合い活動の推進

- (1)ふくし座談会の開催
- (2)見守り活動の支援
- (3)ふれあいいいききサロン等の推進
- (4)地域の福祉活動支援
- (5)防災活動支援

#### 計画の柱2 人材育成と福祉文化の醸成

- (1)福祉に関する広報
- (2)人材の育成
- (3)ボランティア活動の充実
- (4)福祉教育の推進
- (5)福祉・健康学習の推進

#### 計画の柱3 役場・社協・関係機関の一層の連携

- (1)役場各課・社協連絡会議
- (2)総合相談体制の充実
- (3)地域包括ケアシステムの整備  
(地域福祉の観点での役割)
- (4)民生委員児童委員の活動の推進
- (5)関係機関の連携
- (6)地域子育て支援
- (7)地域障がい者（児）支援

## 【計画の柱1 地域支え合い活動の推進】

### (1) ふくし座談会の開催

自分たちの地域を考え、支え合いを行っていくことの出発点として、住民自らの支え合い活動の必要性への気づきを支援するため「ふくし座談会」を実施していきます。

### (2) 見守り活動の支援

誰もが孤立しない地域づくりを目的に住民同士の見守り活動を推進していくため、自治会や行政組、民生委員児童委員などと連携して充実を図ります。

### (3) ふれあいいきいきサロン等の推進

高齢者等を中心として公民館等を活用したサロンによる健康活動や住民交流を促進し、サロンの自主運営を最終目標として、立ち上げ等の支援を行います。また、地域の世代間、住民交流などの地域交流の支援を行います。

### (4) 地域の福祉活動支援

地域支え合いにつながる地域の年中行事等の中で福祉に関する気配りを加え地域支えあいにつなげ、世代間、住民間の交流を促進し、多様な住民交流ができる支援を行います。

### (5) 防災活動支援

住民の自主的な防災活動の推進などを中心に防災意識の向上、要配慮者の避難支援などの防災体制の整備を行います。

## 【計画の柱2 人材育成と福祉文化の醸成】

### (1) 福祉に関する広報

町民に様々な福祉やまちづくり活動に関する具体的な情報及び町民がともに福祉やまちづくりについて考え合う機会を提供し、理解や関心を深めてもらうように働きかけます。

### (2) 人材の育成

地域支え合い活動に関わる人材を広く養成し、地域での活動につなげていきます。

### (3) ボランティア活動の充実

ボランティアの代表や各種機関・団体の代表を組織して連絡会議を開催し、町民参加のもとに町内におけるボランティア活動の充実を図っていきます。



## (4) 福祉教育の推進

小中高の児童・生徒への福祉教育を地域や学校と協力しあって、協同実践にて推進していきます。

## (5) 福祉・健康学習の推進

誰もが住み慣れた地域で生き生きと健やかに暮らすことができるよう健康や地域福祉の啓発を図ります。

## 【計画の柱3 役場・社協・関係機関の一層の連携】

### (1) 役場各課・社協連絡会議

福祉課、社協に役場関係各課を加え連絡会議等を開催し、連携を図っていきます。取組の進捗状況や課題・アイデア等の共有を図っており、引き続き推進します。

### (2) 総合相談体制の充実

住民の抱える様々な生活・福祉問題に対し安心して相談できる体制づくりを整備し、相談者一人ひとりに寄り添い、伴走型の相談支援に努めます。

国が進める重層的支援体制整備事業の構築に向けて本町の実情に合った体制整備を進めていきます。

### (3) 地域包括ケアシステムの整備（地域福祉の観点での役割）

町民が住み慣れた地域で、自立した生活が続けられるよう、一人ひとりの日常生活全体を包括的に支えていく地域福祉を推進していきます。

だれもが『生きてきてよかった』と思えるように様々な社会資源が連鎖し合う地域福祉を推進します。

### (4) 民生委員児童委員の活動の推進

地域福祉の担い手である民生委員児童委員との連携を深め、協力して地域福祉を進めていきます。

民生委員児童委員活動のサポート機能の充実を図り、持続可能な民生委員児童委員活動につながるように現委員や関係者と連携し本町の実情にあった施策を推進します。

### (5) 関係機関との連携

関係者や民間事業者などと連携し、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりを推進しています。

## **(6) 地域子育て支援**

地域全体で子育てを支える地域づくりを目指し、子どもたちの健全育成を図り、誰もが安心して子どもを育てることのできるまちづくりを目的として実施します。

## **(7) 地域障がい者（児）支援**

「共に生きる社会づくり」を基本理念とし、障がい者（児）の自立支援を行うとともに、住民の方の障がいに対しての理解促進を図ります。

## **【再犯防止推進計画】**

### **【施策方針】**

#### **(1) 広報・啓発活動の推進**

刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体（保護司会、更生保護女性会、協力雇用主の会等）が主体となり、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

#### **(2) 就労・住居の確保**

刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

#### **(3) 保健医療・福祉的支援**

地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がい者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。また、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

#### **(4) 非行の防止と修学支援**

児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

#### **(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化**

再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組について、国や県と連携しながら推進します。また、行政と関係機関・団体等の地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの取組を果たしながら協働して推進していきます。

## 【計画の推進】

### 1 推進体制

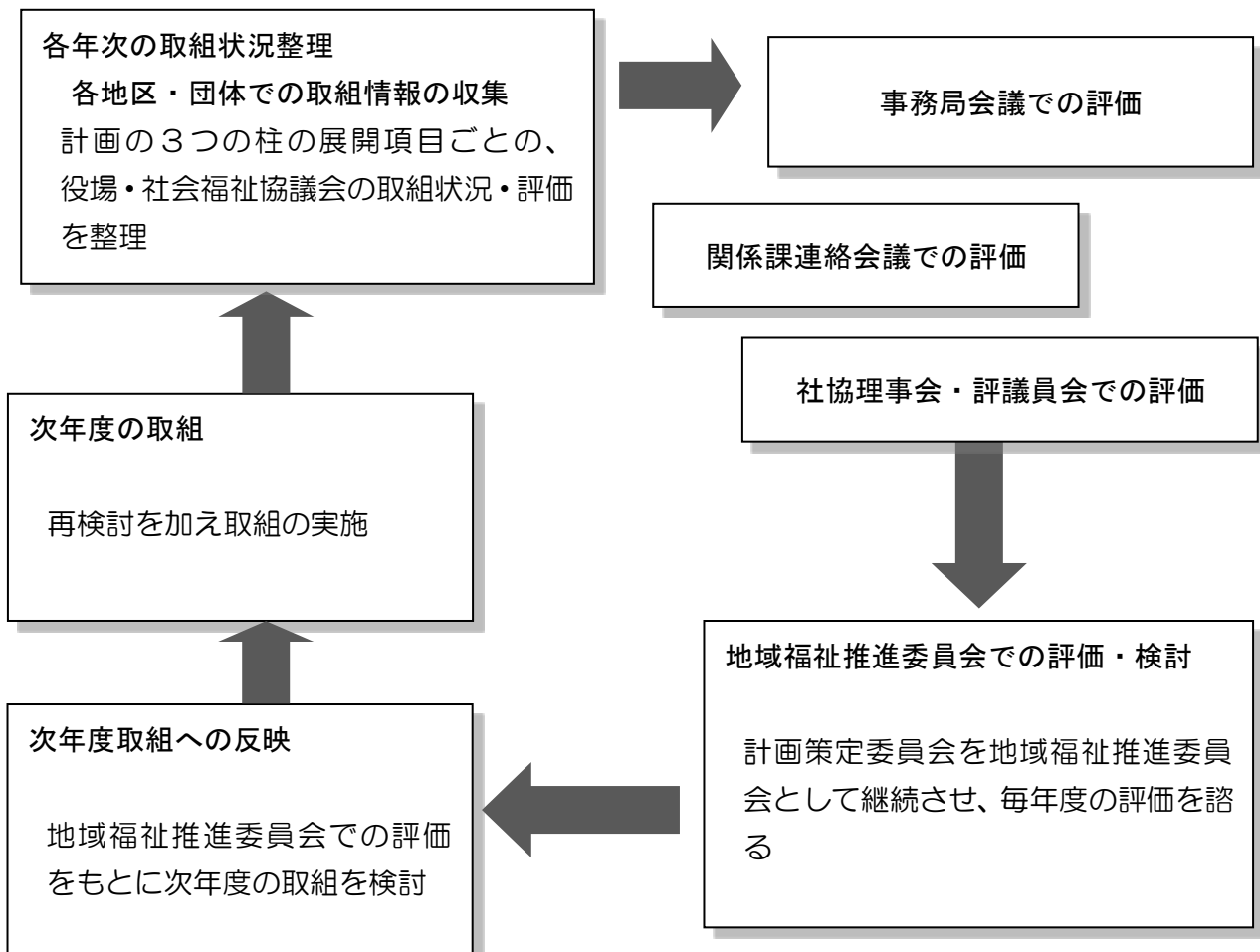
地域福祉推進にあたっては、役場（福祉課）と社会福祉協議会の担当者が合同事務局を担います。主要事項については、役場の課長や社協の局長等を含む事務局会議を開催し、主要事項を決定・検討していきます。

### 2 地域推進の各自の役割

それぞれの役割発揮に加え、状況や情報の確認・共有をもとに連携・協働していく仕組みづくりによって「**地域**で工夫する**福祉**＝**地域福祉**」につなげていきます。

### 3 計画進捗状況の点検

社協内部での理事会・評議員会での検討・評価、役場と社協とでの役場関係課連絡会議での評価・検討を行い、次年度への取り組み改善を行います。



南小国町 福祉課：0967-42-1117



南小国町社会福祉協議会：0967-42-1501